



生産性向上と賃金引き上げの助成金

弊社は、従業員数30人の建設業で、従業員の確保・定着のために賃金の引き上げに取り組んでいます。今後、生産性向上のための設備投資や教育訓練、雇用環境の整備が必要だと考えています。設備投資や教育訓練、賃金引き上げの支援策として助成金制度があると聞きました。弊社が利用できるような助成金があるのでしょうか。

社会保険労務士法人
庄司茂事務所

特定社会保険労務士
庄司 茂



ここ数年、最低賃金が大幅に引き上げられ、この傾向は今後も続いていきそうです。これに対応するためには、生産性の向上が必須です。厚生労働省は、生産性向上と賃金引き上げに対応するための設備投資、職業訓練、雇用環境の整備に伴う助成金を拡充して整備しています。以下に利用しやすい助成金をいくつか紹介します。

(1) 業務改善助成金

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部が助成されます。助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げる労働者数等によって決まります。助成上限額は30万円～600万円です。

活用例：30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

(2) 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が助成されます。

活用例：中小企業事業主が、新規事業のための人材育成として4人の労働者にAI技術の基礎と応用の訓練を30時間、訓練経費1人当たり40万円で行った場合、132万円が助成されます。

(3) 人材確保等支援助成金

人材確保のために、雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した場合に助成されます。

活用例：複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が助成されます。

(4) キャリアアップ助成金（正社員化コース）

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化し賃金を3%以上増加させた場合に助成されます。対象者により1人当たり15万円～80万円が助成されます。

活用例：雇入れから3年以上の1年更新の労働者を正社員にした場合、80万円が助成されます。

(5) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。1人当たり2.6万円～7万円が助成され、上限人数は1年度で100人です。

活用例：中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が助成されます。

(6) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティングや労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に、上限額又は対象経費の3/4が助成されます。さらに、賃金引上げ加算、労働者数30人以下の加算、建設業の場合の加算があります。

活用例：建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

助成金ごとに対象となる条件は違います。助成金は多くの場合、事前に計画書の提出が必要で、計画が認定されてから実行する流れになります。